

○秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則

(平成8年12月24日規則第20号)

改正	平成9年12月3日規則第22号	平成10年3月27日規則第10号
	平成10年7月30日規則第33号	平成10年12月22日規則第42号
	平成11年3月8日規則第4号	平成12年6月23日規則第35号
	平成13年12月20日規則第32号	平成14年11月14日規則第24号
	平成15年3月31日規則第30号	平成18年9月29日規則第39号
	平成19年12月25日規則第43号	平成20年12月18日規則第32号
	平成24年12月28日規則第27号	平成25年12月27日規則第34号
	平成26年9月25日規則第42号	

(趣旨)

第1条 この規則は、秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成8年秦野市条例第23号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。

[[秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例](#)]

(用語の意義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で定める用語の意義の例による。

[[条例](#)]

(児童の障害の状態及び学校)

第3条 条例第2条第1項第1号イに規定する障害の状態は、別表第1に掲げるものをいう。

[[条例第2条第1項第1号](#)] [[別表第1](#)]

2 条例第2条第1項第1号ウに規定する学校は、別表第2に掲げるものをいう。

[[条例第2条第1項第1号](#)] [[別表第2](#)]

(ひとり親家庭の児童の状態等)

第4条 条例第2条第1項第2号に規定する児童の状態は、次の各号のいずれかに該当するときをいう。

[[条例第2条第1項第2号](#)]

(1) 児童を養護しない父又は母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が次項に定める障害の状態にあるときを除く。

(2) 父又は母の配偶者に養育されているとき。ただし、その者が次項に定める障害の状態にあるときを除く。

2 条例第2条第1項第2号ウに規定する障害の状態は、別表第3に掲げるものをいう。

[[条例第2条第1項第2号](#)] [[別表第3](#)]

3 条例第2条第1項第2号オに規定する児童は、次の各号のいずれかに該当する児童をいう。

[[条例第2条第1項第2号](#)]

(1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童

(2) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令(母又は父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童

(3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(4) 母が婚姻によらないで妊娠した児童

(5) 前号に該当するかどうか不明な児童

(平10規則33・削除、平24規則27・平25規則34・一部改正)

(医療保険各法)

第5条 条例第3条第1項に規定する医療保険各法は、次に掲げる法律をいう。

[条例第3条第1項]

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
  - (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
  - (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
  - (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
  - (5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
  - (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (平9規則22・一部改正、平10規則10・全部改正)

第6条 削除

(平10規則10・平11規則4・平12規則35・一部改正、平18規則39・削除)

(優先する医療費助成事業)

第7条 条例第3条第2項第3号に規定する医療費助成事業は、秦野市重度障害者医療費助成事業をいう。

[条例第3条第2項]

(平24規則27・一部改正)

(所得制限の額)

第8条 条例第4条第1項第1号に規定する額は、次に掲げる児童の養育者を除くひとり親等にあつては医療費の助成を受ける年の1月1日(以下この条において「基準日」という。)における児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第2条の4第2項の規定、その児童の養育者にあつては基準日における同条第4項の規定によるものをいう。

[条例第4条第1項第1号]

- (1) 条例第2条第1項第2号ア又はエに該当する児童で、父又は母がないもの

[条例第2条第1項第2号]

- (2) 第4条第3項第3号に該当する児童で、父又は母がないもの

[第4条第3項第3号]

- (3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 第4条第3項第4号に該当する児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの

[第4条第3項第4号]

- (5) 第4条第3項第5号に該当する児童

[第4条第3項第5号]

2 前項の場合において、ひとり親等(父又は母に限る。)の監護する児童が父又は母からその児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、その費用の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)については、そのひとり親等が支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。

3 条例第4条第1項第2号に規定する額は、基準日における児童扶養手当法施行令第2条の4第5項の規定によるものをいう。

[条例第4条第1項第2号]

(平10規則42・平15規則30・平24規則27・一部改正)

(所得の特例)

第9条 条例第4条第2項に規定する特例は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は扶養親族等の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持のための田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業に使用するための固定資産(鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充され

た金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合において、その損害を受けた月から翌年の12月31日までは、前々年におけるその被害者の所得について、同条第1項の規定を適用しないものをいう。

[条例第4条第2項]

(平10規則42・一部改正)

(所得の範囲及びその額の計算方法)

第10条 条例第4条第3項に規定する所得の範囲は、前々年の所得のうち、地方税法(昭和25年法律第226号)第4条第2項第1号に掲げる道府県民税(都が同法第1条第2項の規定により課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第31条に規定する母子家庭自立支援給付金又は第31条の10に規定する父子家庭自立支援給付金(次項において「母子家庭自立支援給付金等」という。)に係るものを除く。)及びひとり親等(父又は母に限る。)がその監護する児童の父又は母からその児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益(その児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。次項において同じ。)をいう。

[条例第4条第3項]

2 条例第4条第3項に規定する所得の額の計算方法は、その年の4月1日の属する年度(以下この条において「その年度」という。)分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額(母子家庭自立支援給付金等に係るものを除く。)、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額並びにひとり親等(父又は母に限る。)がその監護する児童の父又は母からその児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)の合計額から8万円を控除した金額をいう。

[条例第4条第3項]

3 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれの各号に掲げる額を前項の規定により計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) その年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者 その雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額
- (2) その年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となった障害者1人につき、27万円(その障害者が同号に規定する特別障害者である場合は、40万円)
- (3) その年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者(父及び母を除く。) 27万円(その控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合は、35万円)
- (4) その年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者 27万円
- (5) その年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者 その免除に係る所得の額

(平10規則42・一部改正、平11規則4・削除、平12規則35・平13規則32・平14規則24・平15規則30・平18規則39・平26規則42・一部改正)

第11条 削除

(平10規則10・削除)

(助成の方法の特例)

第12条 条例第6条第2項に規定する規則で定める理由は、次の各号のいずれかに該当する  
ときをいう。

[[条例第6条第2項](#)]

- (1) 市長が指定する医療機関等以外の医療機関等で医療を受けたとき。
- (2) 医療保険各法の規定により対象者に係る療養費又は家族療養費が支給されたとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 条例第6条第2項に規定する方法により医療費の助成を受けようとするひとり親等は、ひとり親家庭等医療助成費請求書(第1号様式)により市長に請求しなければならない。この場合において、医療費の支払を証明する書類を添付しなければならない。

[[条例第6条第2項](#)] [[第20条第1項](#)] [[第1号様式](#)]

3 前項に規定する請求を行う場合において、第1項第2号に規定する請求を行うときは、療養費又は家族療養費の支給を証明する書類を添付しなければならない。

(平10規則42・平15規則30・平24規則27・一部改正)

(医療証の交付申請)

第13条 条例第7条第1項に規定する申請をしようとするひとり親等は、ひとり親家庭等医療費助成資格取得申請書(現況届)(第2号様式)を市長に提出するものとする。

[[条例第7条第1項](#)] [[第20条第1項](#)] [[第2号様式](#)]

2 前項の申請書を提出する場合においては、次に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。ただし、第2号から第5号までの書類は、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給を受けている者(以下「児童扶養手当受給者」という。)が児童扶養手当証書を提示するときは、これを省略することができる。

- (1) 医療保険各法の規定による被保険者、加入者、組合員又はそれらの被扶養者であることを証明する書類
- (2) ひとり親家庭等認定調書(第3号様式)

[[第20条第1項](#)] [[第3号様式](#)]

- (3) 世帯の状況を証明する書類
- (4) 世帯全員の住民記載事項に関する証明書
- (5) ひとり親等及び扶養義務者等の前々年の所得の状況を証明する書類

(平10規則10・平10規則42・平15規則30・平24規則27・一部改正)

(医療証の交付)

第14条 市長は、前条第1項の申請を受けたときは、これを審査し、申請者が条例第3条に規定する対象者の要件に該当すると認めるときは、条例第7条第2項に規定する医療証として福祉医療証(第4号様式)を交付し、及びひとり親家庭等医療費助成資格取得申請書(現況届)を台帳として整備するものとし、対象者の要件に該当しないと認めるときは、ひとり親家庭等医療費助成却下通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

[[条例第3条](#)] [[条例第7条第2項](#)] [[第20条第1項](#)] [[第4号様式](#)] [[第20条第1項](#)] [[第5号様式](#)]

2 福祉医療証の有効期間は、前条に規定する申請をした日から毎年12月31日までとし、翌年の1月1日付けで更新するものとする。

(平15規則30・平24規則27・一部改正)

(医療証の返還)

第15条 福祉医療証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、福祉医療証の有効期間が満了したとき又は助成費の受給資格を有しなくなったときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

(平24規則27・一部改正)

(医療証の再交付)

第16条 受給者は、福祉医療証を破損し、又は失ったときは、福祉医療証再交付申請書(第6号様式)により、市長に再交付を申請するものとする。

[第20条第1項] [第6号様式]

2 福祉医療証を破損した場合の前項の申請には、同項の申請書にその福祉医療証を添えなければならない。

3 受給者は、福祉医療証の再交付を受けた後、失った福祉医療証を発見したときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

(平15規則30・平24規則27・一部改正)

(届出)

第17条 条例第8条第1項に規定する届出は、ひとり親家庭等医療費助成資格変更・喪失届出書(第7号様式)に福祉医療証を添えて行わなければならない。

[条例第8条第1項] [第20条第1項] [第7号様式]

2 条例第8条第2項に規定する届出は、ひとり親家庭等医療費助成資格取得申請書(現況届)にひとり親家庭等認定調書並びにひとり親等及び扶養義務者等の前年の所得を証明する書類を添えて、毎年10月15日から11月14日(その日が土曜日、日曜日又は休日になるときは、その日後においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日)までに行わなければならない。ただし、児童扶養手当受給者が継続して手当を受けることができるときは、届出を省略することができる。

[条例第8条第2項]

(平10規則42・平15規則30・平24規則27・一部改正)

(受給資格消滅の通知)

第18条 市長は、対象者が助成費の受給資格を有しなくなったと認めるときは、ひとり親家庭等医療費助成資格消滅通知書(第8号様式)によりその対象者であった者に通知するものとする。ただし、対象者が死亡した場合は、この限りでない。

[第20条第1項] [第8号様式]

(平15規則30・平24規則27・一部改正)

(第三者の行為による被害の届出)

第19条 医療費の助成理由が第三者の行為により生じたものであるときは、医療費の助成を受け、又は受けようとする者は、その事実、その第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)並びに被害の状況を直ちに市長に届け出なければならない。

(様式)

第20条 この規則の規定により使用する様式は、別表第4のとおりとし、その内容は、別に定める。

2 前項に規定する様式には、対象者の押印を要しないものとする。ただし、ひとり親家庭等医療助成費請求書は、この限りでない。

(平10規則42・平15規則30・平24規則27・一部改正)

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成9年12月3日規則第22号)

この規則は、平成10年1月1日から施行する。ただし、第5条第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月27日規則第10号)抄

1 この規則は、平成10年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれの各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第5条第3号の改正規定及び第13条第2項第1号の改正規定 公布の日

(2) 第1条中秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第6条第1号の改正規定 平成10年4月1日

附 則(平成10年7月30日規則第33号)

この規則は、平成10年8月1日から施行する。

附 則(平成10年12月22日規則第42号)

この規則は、平成11年1月1日から施行する。

附 則(平成11年3月8日規則第4号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年6月23日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年12月20日規則第32号)

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則(平成14年11月14日規則第24号)

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日規則第30号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日規則第39号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれの各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第10条第3項の改正規定 平成19年1月1日

(2) 第1条中秦野市小児等医療費の助成に関する条例施行規則第3条の改正規定及び第2条中秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則別表第2第4号の改正規定平成 19年4月1日

附 則(平成19年12月25日規則第43号)

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則(平成20年12月18日規則第32号)

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成24年12月28日規則第27号)

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則(平成25年12月27日規則第34号)

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

附 則(平成26年9月25日規則第42号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

#### 別表第1(第3条関係)

- (1) 両眼の視力の和が0.08以下のもの
  - (2) 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
  - (3) 平衡機能に著しい障害を有するもの
  - (4) そしゃく機能を欠くもの
  - (5) 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
  - (6) 両上肢の親指及び人差し指又は中指を欠くもの
  - (7) 両上肢の親指及び人差し指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
  - (8) 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
  - (9) 一上肢の全ての指を欠くもの
  - (10) 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
  - (11) 両下肢の全ての指を欠くもの
  - (12) 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
  - (13) 一下肢の足関節以上で欠くもの
  - (14) 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
  - (15) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
  - (16) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
  - (17) 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

(平10規則42・平24規則27・一部改正)

#### 別表第2(第3条関係)

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校(同法第58条に規定する専攻科及び別科を除く。)
- (2) 学校教育法第1条に規定する中等教育学校の後期課程
- (3) 学校教育法第1条に規定する高等専門学校(第4学年以上の者を除く。)
- (4) 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の高等部
- (5) 学校教育法第125条に規定する専修学校の高等課程
- (6) 学校教育法第134条に規定する各種学校のうち外国人学校高等部

(平11規則4・繰下・追加、平18規則39・平19規則43・平20規則32・一部改正)

別表第3(第4条関係)

- (1) 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- (2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両上肢の全ての指を欠くもの
- (5) 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- (6) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- (7) 両下肢を足関節以上で欠くもの
- (8) 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能とし、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (10) 精神に、労働することを不能とし、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (11) 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能とし、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の介護を必要とする程度の障害を有するものであって、その障害の原因となった傷病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6か月を経過しているもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

(平10規則42・平24規則27・一部改正)

別表第4(第20条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	ひとり親家庭等医療助成費請求書	第12条、第20条
第2号様式	ひとり親家庭等医療費助成資格取得申請書(現況届)	第13条、第14条、第17条
第3号様式	ひとり親家庭等認定調書	第13条、第17条
第4号様式	福祉医療証	第14条—第17条
第5号様式	ひとり親家庭等医療費助成却下通知書	第14条
第6号様式	福祉医療証再交付申請書	第16条
第7号様式	ひとり親家庭等医療費助成資格変更・喪失届出書	第17条
第8号様式	ひとり親家庭等医療費助成資格消滅通知書	第18条

(平24規則27・追加)

第1号様式(第12条及び第20条関係)

ひとり親家庭等医療助成費請求書



第2号様式

ひとり親家庭等医療費助成資格取得申請書(現況届)



第3号様式(第13条及び第17条関係)

ひとり親家庭等認定調書





第4号様式(第14条から第17条関係)

福祉医療証



第5号様式(第14条関係)

ひとり親家庭等医療費助成却下通知書



第6号様式(第16条関係)

福祉医療証再交付申請書



第7号様式(第17条関係)

ひとり親家庭等医療費助成資格変更・喪失届出書



第8号様式(第18条関係)

ひとり親家庭等医療費助成資格消滅通知書

